

議長（福田会長）

議案第5号「宇都宮地域合併協議会小委員会規程の制定について」及び議案第6号「小委員会の設置について」はそれぞれ関連がありますので、一括して事務局の説明を求めます。

事務局（大林事務局次長）

それでは、議案第5号「宇都宮地域合併協議会小委員会規程の制定について」及び議案第6号「小委員会の設置について」ご説明いたします。

はじめに、議案第5号「宇都宮地域合併協議会小委員会規程の制定について」ですが、会議資料の31ページをご覧ください。

この規程は、協議会規約第11条第2項で「小委員会の組織、運営その他必要な事項は、会長が会議に諮り、別に定める」となっており、協議会に小委員会を置き、協議会から付託された特定の案件を調査、審議するための組織として、その運営に必要な事項を定めたものでございます。

主な要点をご説明いたします。

第3条では、会長が協議会の委員または幹事会の幹事から委員を指名することになっております。

第6条以下では、小委員会の運営に必要な事項を定めておりますが、第7条で、必要に応じて小委員会の下部組織として検討会を設置することができる規定をしております。

次に、議案第6号「小委員会の設置について」ですが、会議資料の33ページをご覧ください。

宇都宮地域合併協議会小委員会規程に基づき、任意合併協議会と同様に3つの小委員会を設置するものです。

1つ目は、新しい地域自治制度の構築について調査、審議を行うため「地域自治制度小委員会」を、2つ目は、合併後の新市のまちづくりを総合的かつ効果的に調査、審議を行うため「市町建設計画小委員会」を、また3つ目としましては、新市の議会における議員の定数及び任期の取扱いについて調査、審議を行うため「議会制度小委員会」を設置するものです。

なお、各小委員会の委員につきましては、会長が指名することとなっており、それぞれの組織構成につきましては参考資料の3から5ページの委員名簿のとおりでございます。

以上で議案第5号及び議案第6号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

議長（福田会長）

議案第5号及び議案第6号につきまして、事務局の説明が終わりました。ここで質疑を

行います。ご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。それでは、ないようですのでお諮りいたします。

議案第5号「宇都宮地域合併協議会小委員会規程の制定について」及び議案第6号「小委員会の設置について」は、原案のとおり決定としてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長(福田会長)

ありがとうございます。それでは、議案第5号及び議案第6号は原案のとおり決定いたします。小委員会の皆様方には、何とぞよろしくお願いいたします。